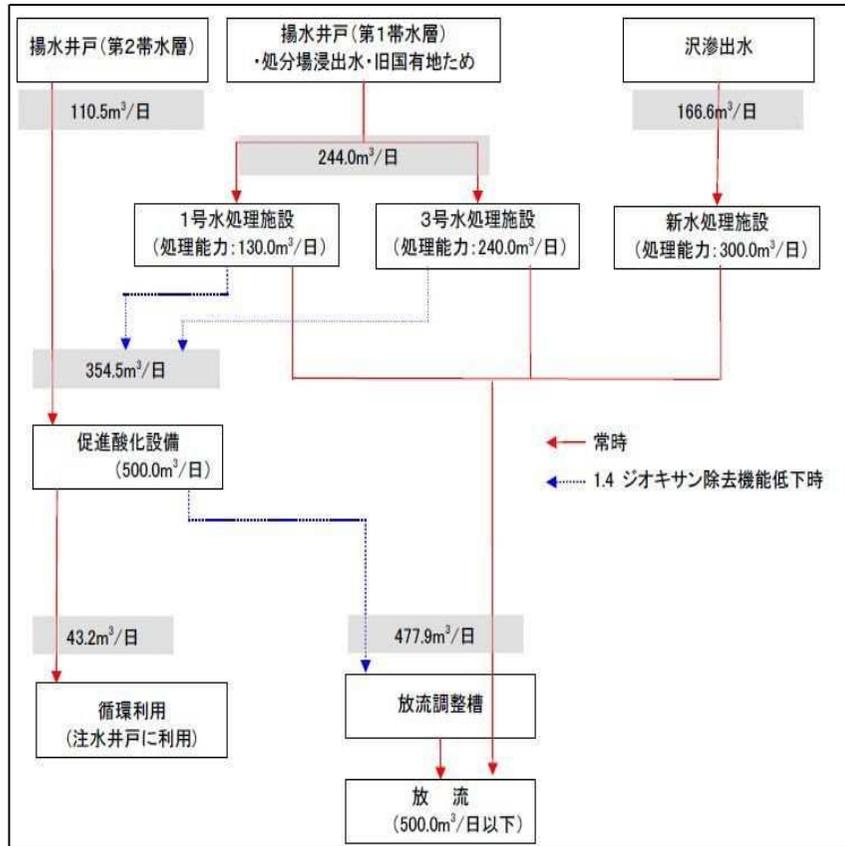
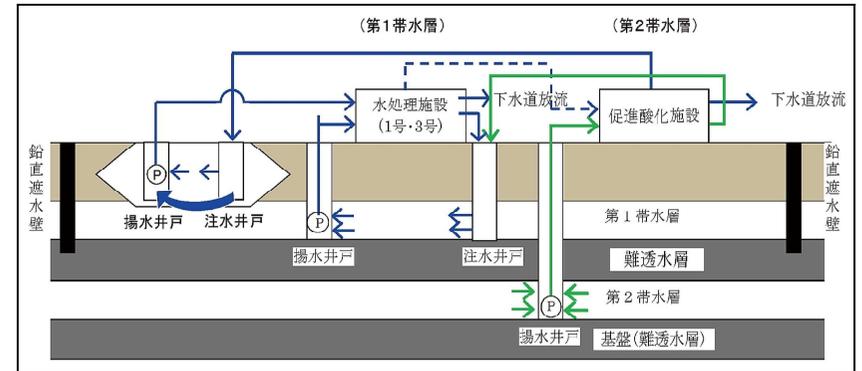


### (3) 促進酸化処理施設の設置

○1, 4-ジオキサンは、一般的に従来の水処理施設（生物処理、沈殿処理等）では除去困難とされており、今後、処理しなければならない汚水量が増えることや将来に渡って確実な浄化対策を講じるために、1, 4-ジオキサンを含め多くの化学物質の浄化処理が可能となるオゾンを用いた促進酸化処理施設を導入する。



水処理フローと計画処理水量



地下水浄化対策模式図

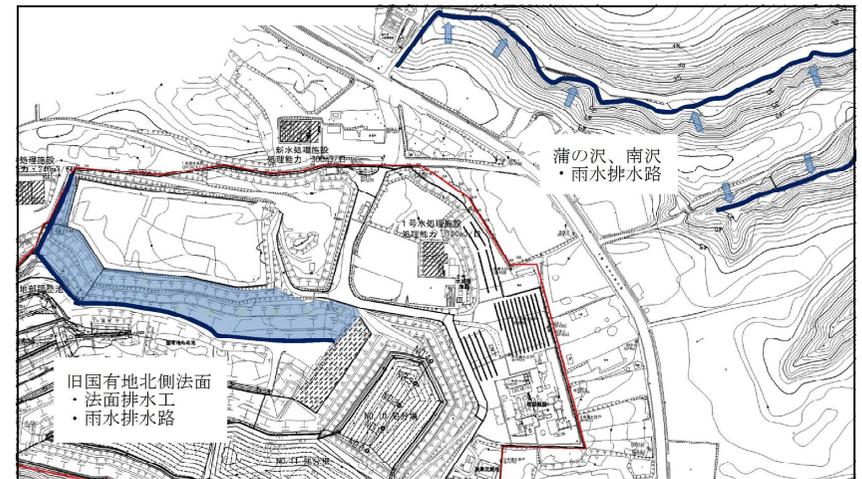
### (4) 場内雨水対策等

#### ① 場内雨水対策

水処理量の削減を目的とし、場内雨水対策を追加して実施する。

○旧国有地北側法面は、現況では旧国有地ため池へ流入し3号水処理施設で処理されている。法面部にモルタル吹付け等によるキャッピングを行い、法尻部に設置する雨水排水路で集し場外排水を行う。

○遮水壁外側の沢部（蒲の沢・大館沢・南沢）の滲出水は、低濃度汚水として新水処理施設に送水しているが、現状では、大雨が降った際には表流水も流入して処理されている。当分の間滲出水の回収の必要性が見込まれる蒲の沢・南沢の法面部からの雨水表流水を分離して排除するため、滲出水流出部の上部に雨水排水路を設置する。

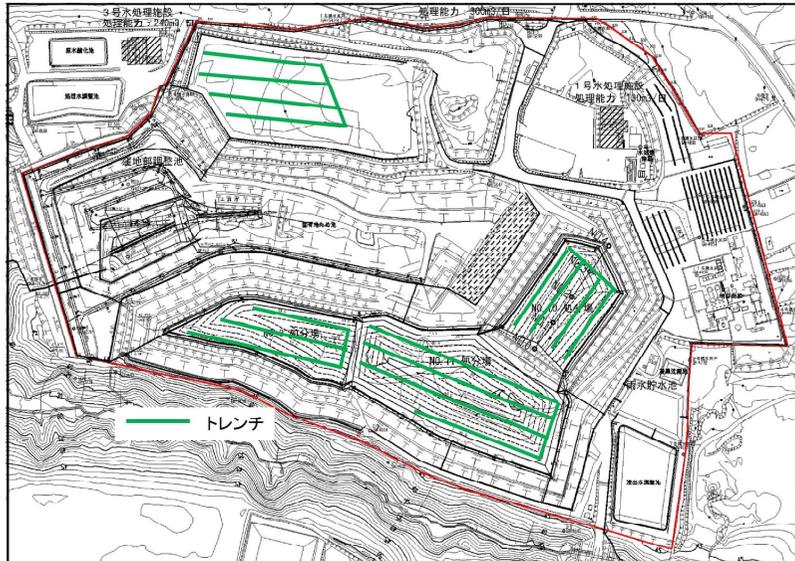


雨水排除対策位置図

## ② 処分場雨水浸透対策

処分場内の浄化促進を目的として、雨水浸透対策を実施する。

- No.7、8、10、11 処分場を対象とする。
- 処分場上部から水を浸透させ洗出しによる浄化を想定していることから、処分場天端に浸透トレンチを敷設し雨水浸透量の増加を図る。



雨水浸透対策（浸透トレンチ）位置図

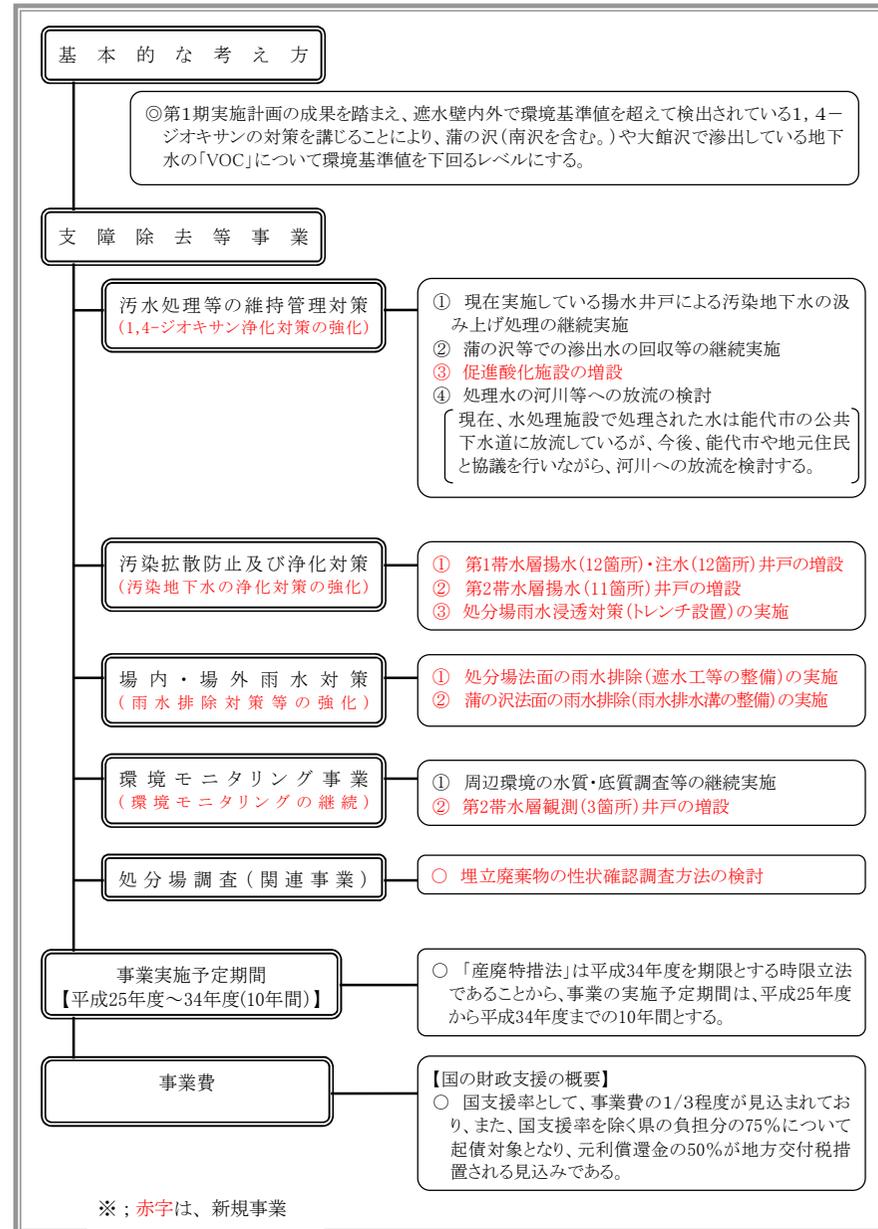
## (5) 環境モニタリング

周辺環境の状況を把握するため、引き続き環境モニタリングを継続する必要がある。ただし、遮水壁の設置や揚水井戸の設置等汚染の拡散防止対策工事が終了したことを踏まえ、モニタリング地点や分析項目等については、適宜見直しを図る。

- これまで実施しているモニタリング回数や調査項目を基本とするが、濁水状態あるいは回収量の低い揚水井戸や、VOCの不検出の状態が続いている観測井戸については、調査頻度の見直しを行うなど、効率的な環境モニタリングに努める。
- 新設する揚水井戸及び観測井戸については、状況に応じて年2から4回の調査を行う。

# 「産廃特措法」に基づく実施計画案(第2期)の概要

環境整備課



## 特定支障除去等事業全体図

